平成２６年（フ）第１７０９号
札幌市東区北40条東８丁目１番23号
債務者　後藤　勝弘
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７２２号
札幌市清田区平岡３条３丁目18番11号　ピアコート平岡Ｅ―201号
債務者　千葉　和江
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７５５号
札幌市手稲区前田７条14丁目２番12号　キャンパスサイド101―25号
債務者　三岩さおり（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７７２号
札幌市豊平区平岸１条６丁目１番20―701号
債務者　萬年めぐみ
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２７４号
盛岡市黒川19地割４番地２　田中アパート102号
債務者　佐藤　文人
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第４２号
秋田県大仙市大曲日の出町１丁目16番10号
債務者　木村　順子
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（フ）第３１１号
茨城県ひたちなか市大字稲田1455番地19
債務者　宇ツ木由美（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３２７号
茨城県笠間市中央１丁目３番６号
債務者　川井　正之
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３３１号
茨城県ひたちなか市外野１丁目26番17号　武藤ハイツＤ棟
債務者　長島英之介
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３３２号
茨城県ひたちなか市外野１丁目26番17号　武藤ハイツＤ棟
債務者　長島　悦子
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３３３号
茨城県水戸市姫子１丁目263番地の２　フローラ姫子202号
債務者　岡野　　愛（旧姓金田）
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第９７１号
さいたま市南区沼影１丁目１番15号　秋弘コーポ107
債務者　田口千壽子
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９７９号
さいたま市岩槻区大字上野31番地　モントレ・アマリー101号室、旧住所埼玉県南埼玉郡宮代町川端１丁目12番28号　レオネクストエルヴィータ201号
債務者　元木　絵美（旧姓長岡）
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０４５号
埼玉県川口市芝樋ノ爪１丁目１番44号　フィールドマンション蕨207号
債務者　成澤喜代子
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７８号
新潟県上越市大字下荒浜804番地１
債務者　木嶋　謙治
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第３６７号
岐阜県羽島市小熊町１丁目38番地２
債務者　浅野真由美
1　決定年月日時　平成26年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２１７号
愛知県江南市古知野町古渡253番地
債務者　北原　勝夫
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部